

生産地域制限の公表 拠粹

○農林水産省告示第五百八十五号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二項及び第十一条の一第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30938号 令和7年4月10日	Prunus persica (L.) Batsch	あら川早生 <small>かわわせ</small>	永長幹雄 和歌山県紀の川市桃山町 段新田450番地	和歌山県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。